

ふるさと納税で 犯罪被害者への支援活動を 応援してください

ある日突然、犯罪、性暴力被害、交通事故にあった…
大切な人を犯罪等で亡くした…

私たちは、被害者やそのご家族に寄り添い、一日も早く平穏な生活を取り戻していただけるよう活動しています。

寄附金は、公益社団法人ひょうご被害者支援センターが実施する面接相談の費用に使用させていただきます。

ひょうご被害者支援センターについて

ひょうご被害者支援センターでは、犯罪・犯罪に類する行為などで被害に遭われた方、そのご家族やご遺族を支援しています。

主な活動

電話相談

- 困っていること、悩んでいることなど、ご相談をお受けします。
- 相談内容について、アドバイスをします。
- 必要に応じて、利用できる社会福祉制度を紹介。関係機関へ繋がります。

面接相談

- 専門の訓練を受けた相談員が直接お会いして対応します。
- 被害に遭った方に必要な支援を考えます。
- 心のケアや、弁護士を探すなどの法律関係の困り事をサポートします。



付き添いなど(直接的支援)

- 警察や検察、裁判所、病院、弁護士相談に付き添います。
- 被害者の方、ご家族、ご遺族に代わって裁判を聴き、内容を伝えます(代理傍聴)。
- 社会福祉制度利用の際、申請のお手伝いをします。
- 裁判に関する不明な点や、被害者の方が裁判で利用できる制度について説明し、同行するなどのお手伝いをします。



ご寄付いただいた方への特典

区分	共通の返礼品		
	県内施設共通招待券		詰め合わせ
	寄附金10,000円以上	寄附額15,000円以上	寄附額50,000円以上
個人	県内	返礼品はありません	
	県外	招待券(青色)2枚を送付します	招待券(黄色)2枚を送付します
法人	県内	招待券(青色)2枚を送付します(特別展を除く)	招待券(黄色)2枚を送付します(特別展を含む)
	県外	送付しません	

- 寄附を行った個人の方は、2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除されます。(所得額に応じて一定の上限があります)
- 法人名義での寄附の場合は、全額損金算入することが可能です。
- 兵庫県外に在住の方で5万円以上の寄附をいただいた個人の方には返礼品を送付します。返礼品(詰め合わせ)の詳細は、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」をご確認ください。

ご協力いただける方は裏面の寄附申込書にご記入の上、郵送・FAX・持ち込みいずれかの方法でご提出ください。

お問い合わせ・提出先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4-1
兵庫県警察本部 警務課 被害者支援室
電話:078-341-7441 内線(2679)
FAX:078-367-2655